

# 個人事業主の法人成り（エンジェル税制の適用対象外となる場合）

## 目次

1. 個人事業主の法人成りの意義
2. 「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」（参考7（様式集（令和2年4月改定））
3. 誰がどのようにして「個人が一定の株主に該当しないことを確認」するのか

### 1. 個人事業主の法人成りの意義

個人で事業を営んでいたが、その事業の全部を承継する方法により株式会社を設立した場合（これを個人事業主の法人成りといいます。）には、個人事業主であった者、その親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）、その使用人等が当該会社の株式を保有してもエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。

### 2. 「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」（参考7（様式集（令和2年4月改定））

株主が上記の個人事業主、その親族、その使用人等でないことを明らかにする書類が「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」（様式集（令和2年4月改定）（以下様式集といいます。）の参考7）です。（注）

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、この書類を企業が作成して、株主に提出し、これを株主が税務署に提出することが必要となります。

### 3. 誰がどのようにして「個人が一定の株主に該当しないことを確認」するのか

株主が個人事業主、その親族、その使用人等でないことの確認は、東京都ではなく、申請株主と申請企業が行うことになっています。

様式集の参考10「投資契約書」の第4条第1項に規定されているように、まず申請株主は、自分が個人事業主、その親族、その使用人等でないことを確認し、一定の株主に該当しないことを申請企業に約束します。

これを受けて、様式集の参考10「投資契約書」の第5条第1項に規定されているように、申請企業は様式集の参考7の「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」を作成し、株主に交付することを約束します。

#### （注）「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」の記載された事項について

この様式には、租税特別措置法施行令が引用されていますので抜粋します。婚姻の届け出をしていない事実婚も含めるなど、該当者を広く定めています。様式全体については、別紙もご確認ください。

租税特別措置法施行令（第25条の12第1項は優遇措置B、第26条の28の3第1項は優遇措置A）の一部抜粋

- 二 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であった者」という。）
- 三 特定事業主であった者の親族
- 四 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 五 特定事業主であった者の使用人
- 六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

別紙（参考7）個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類

【令和2年4月1日以降の株式取得用】

投資家住所 投資家名 殿	
「租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号及び同令第19条の11第8項第2号に規定する確認をした旨を証する書類」	
貴殿は、基準日（← 年 月 日）において租税特別措置法施行令第25条の12第1項第1号から第7号まで、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該当しないことを確認します。	基準日 = 払込期日です。
なお、本書類は、租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2又は第41条の19の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。	
年 月 日	代表者印を押印します。
確認日を記入してください。	会社所在地 会社名 印

注：優遇措置Bのみが適用される企業にあつては、文書中「及び同令第19条の11第8項第2号」、「同令第26条の28の3第1項第1号から第7号まで」、「又は第41条の19」の部分の記載は不要です。

（参考1）租税特別措置法施行令第25条の12第1項

**第1号** 法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式（以下この条及び次条において「特定株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。以下この条及び次条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条及び次条において同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（同項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第2号** 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

**第3号** 特定事業主であつた者の親族

**第4号** 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第5号** 特定事業主であつた者の使用人

**第6号** 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第7号** 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（参考2）租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項

**第1号** 法第四十一条の十九第一項に規定する特定株式（以下この条及び次条において「特定株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。以下この条及び次条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条及び次条において同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（同項に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第2号** 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

**第3号** 特定事業主であつた者の親族

**第4号** 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第5号** 特定事業主であつた者の使用人

**第6号** 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第7号** 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族